

司法書士

レベルを体感！
「択一ターゲット攻略講座」模擬講義

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 263390

SU26339

2027 司法書士試験 中上級ガイダンス

レベルを体感！
「択一ターゲット攻略講座」模擬講義

司法書士講師 根本正次

ポイント ①	インプットとアウトプットを一挙にできる、画期的テキスト
--------	-----------------------------

本講座のテキストは、見開きで

(左ページ)「〇×式の肢別問題」

(右ページ)「まとめ図表」

というレイアウトにしています。これにより、

①〇×問題で間違えたものを、まとめ図表でインプットできる ②まとめ図表で覚えたものを、〇×問題で確認する ことができます。

受験において必要な知識のインプット・アウトプットをこの一冊で完了できるでしょう。

ポイント ②	こだわったのは学習の効率化
--------	---------------

< 午前の部 >

	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
A ランク (70%以上)	1 9	2 4	2 9	3 0	2 7	2 5	2 6	2 7
B ランク (40%以上)	1 4	1 1	6	4	6	9	8	7
C ランク (39%以下)	2	0	0	1	2	1	1	1
基準点	2 5	2 5	2 7	2 7	2 6	2 6	2 6	

< 午後の部 >

	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
A ランク (70%以上)	1 3	1 6	1 0	2 1	1 7	1 5	1 4	2 0
B ランク (40%以上)	1 6	1 5	2 3	1 2	1 7	1 9	1 8	1 2
C ランク (39%以下)	6	4	2	2	1	1	3	3
基準点	2 2	2 4	2 2	2 5	2 5	2 4	2 4	

< 合格のために必要なこと >

A 全部 + B 半分以上



主に過去問



未出論点

ポイント ③	もっとこだわったのは、記憶の定着化
--------	-------------------

①「講義内で問題を解く、その後、その部分の説明を受ける」

→ 自分のできないところがわかるから、今記憶すべきところが明確になる

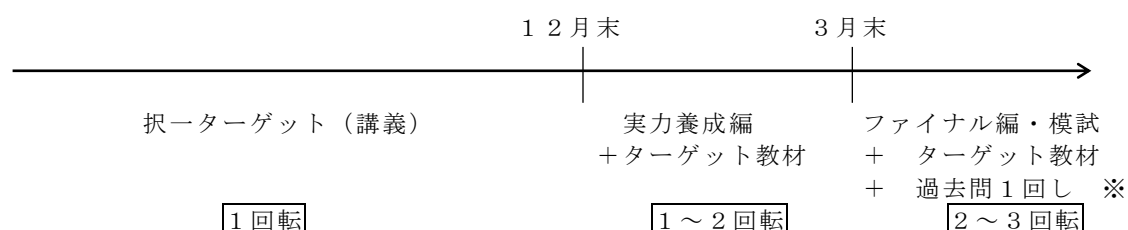
②インプットとアウトプットが一体化している

→「問題を解いて」「講義で説明を聞いて」、「復習時に問題を解く」というプロセスを踏むことによって、1つの知識に3回あたることができる。

③結論の説明をする講義でなく、その考え方・理由付けにこだわった根本の講義

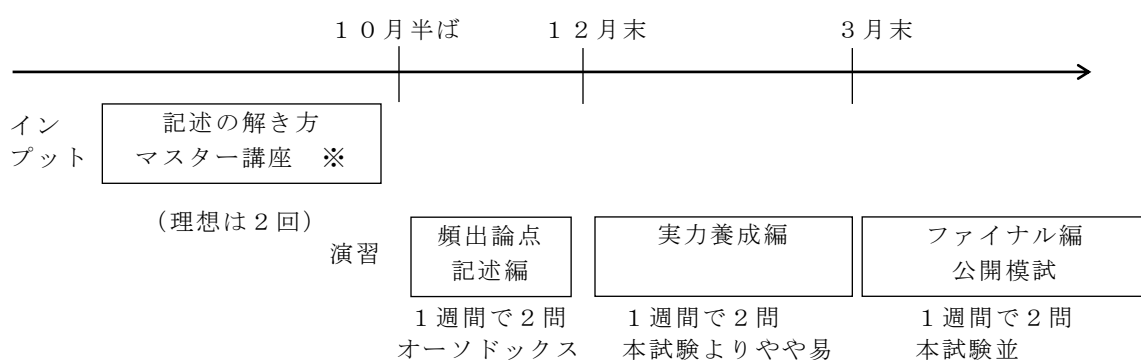
→ 印象深く知識を入れることができる。

ポイント ④	択一ターゲット攻略講座を使った学習戦略
--------	---------------------



※ 直前期まで過去問集に触れる必要はありません。

直前期に、どの年度を解くべきかは「会社法・商登法の講義の最終回」で説明します。



< 記述の解き方マスター講座 >

この講座では、記述の解き方を学習し、それを問題を使って、実践演習を通して身につけていきます。講義では、解き方はもちろんのこと、実体法の知識の確認、記述テクニックも説明していきます。この講座をこなすことによって、「解き方」「知識」が固まっていき、年明け以降の記述学習の核を作ることができるでしょう。

<ひな形テンプレート集>について

◆キホンひな形◆ 及ぼす変更

1番 抵当権 B → 2分の1 C 2分の1 A 2番 抵当権 X → (土地全体に設定) A ↓ C	(事実関係) 令和2年7月1日、B及びCは、1番抵当権の効力をCの単独所有権の全部に及ぼさせるため、Cが平成20年8月1日に取得した共有持分相当部分を目的として抵当権追加設定契約を締結した。												
<table border="0"> <tr> <td>登記の目的</td><td>1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更</td></tr> <tr> <td>原因</td><td>平成20年6月1日金銭消費貸借 令和2年7月1日設定</td></tr> <tr> <td>権利者</td><td>〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B</td></tr> <tr> <td>義務者</td><td>〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 C</td></tr> <tr> <td>添付情報</td><td>登記原因証明情報 登記識別情報 (Cの甲土地甲区3番の登記識別情報又は登記済証) 印鑑証明書 (Cの市町村長作成の印鑑証明書) 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報 (Xの承諾書) 代理権限証明情報 (B及びCの委任状)</td></tr> <tr> <td>登録免許税</td><td>金1,500円 (登録免許税法第13条第2項)</td></tr> </table>	登記の目的	1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更	原因	平成20年6月1日金銭消費貸借 令和2年7月1日設定	権利者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B	義務者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 C	添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 (Cの甲土地甲区3番の登記識別情報又は登記済証) 印鑑証明書 (Cの市町村長作成の印鑑証明書) 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報 (Xの承諾書) 代理権限証明情報 (B及びCの委任状)	登録免許税	金1,500円 (登録免許税法第13条第2項)	
登記の目的	1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更												
原因	平成20年6月1日金銭消費貸借 令和2年7月1日設定												
権利者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B												
義務者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 C												
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 (Cの甲土地甲区3番の登記識別情報又は登記済証) 印鑑証明書 (Cの市町村長作成の印鑑証明書) 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報 (Xの承諾書) 代理権限証明情報 (B及びCの委任状)												
登録免許税	金1,500円 (登録免許税法第13条第2項)												

- ☐ 及ぼす変更の登記を申請するに際して提供すべき登記識別情報は、新たに抵当権の効力が及ぼされる持分についてのもののみで足りる。
- ☐ 及ぼす変更の登記は登記上の利害関係を有する第三者の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によって申請することができる。

<及ぼす変更登記ができる場合>

① 追加設定である
② 追加設定の目的物が所有権等の権利または共有持分の一部である。
③ 既登記の目的物は、②の権利の残部 (又はその一部) である。
④ ②及び③の目的物の権利者が同一人である。

<キホンひな形の変形>

事 例	修正が必要な箇所 及び 表現
甲・乙・丙共有の不動産について甲の持分のみAを抵当権者とする抵当権設定登記がなされた後、甲が乙の持分を取得して甲・丙共有の不動産になった場合において、甲が乙から取得した新たな持分についてもAの抵当権の効力を及ぼしたとき	目的 〇番抵当権の効力を甲持分全部に及ぼす変更

1. 事	取得条項付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行
1. 登	平成○年○月○日発行 第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5000株 (登記事項の記載を省略)
1. 税	9万円(取得条項付株式の一部を取得する場合における2回目以後の新株予約権の発行による登記にあっては、3万円)(登録税別表1, 24, (1)ヌ, ツ)

＜必要な手続き及びチェック事項＞

取得日の決定 (注)	1 決議権限
	株主総会普通決議(取締役会設置会社にあつては取締役会決議)



株券提供公告	現に株券を発行している株券発行会社においては株券提供公告が必要(会社219I①) → 公告媒体は適法か・1か月以上の期間を設けているかを確認
--------	---



財源規制	分配可能額は適法に存在するか(会社170V)
------	------------------------

(注) 会社が別に定める一定の日が取得事由とされている場合を前提とする
取得事由が定款に定められている場合には、その事由の発生を確認すること

＜必要な手続き及び添付書類＞

	添付書類	添付が要求される場合
取得日の決定 (注)	取締役会設置会社でない → 株主総会議事録+株主リスト 取締役会設置会社 → 取締役会議事録	会社が別に定める一定の日が取得事由とされている場合
株券提供公告	株券提供公告をしたことを証する書面(商登62)	株券発行会社で、一部でも株券を「発行している」場合
	株式の全部について株券を発行していないことを証する書面(商登62)	株券発行会社で、(株式の全部について)株券を「発行していない」場合
財源規制	分配可能額が存在することを証する書面(商登規61X)	-----
その他	当該新株予約権の内容の記載がある定款等	取得によって初めてする新株予約権の発行による登記の場合

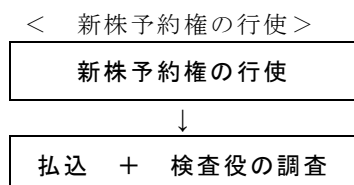
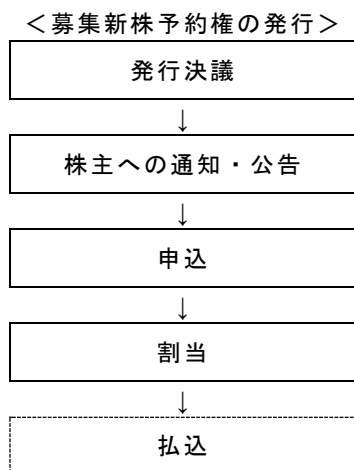
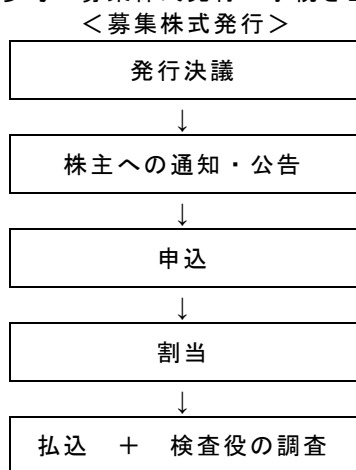
(注) 取得事由が定款に定められている場合には、取得事由の発生を証する書面(商登59I①)を添付する

第 9 節 募集株式の発行

【募集株式の発行等をする場合における決議事項（199 I・202 I）】

- | | |
|---|---|
| <p>1 会社設立後の募集株式の発行においては、株式の払込み又は給付に係る額のうち2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる。〔11-35-イ〕</p> | ○ |
| <p>2 種類株式発行会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行をする場合、当該募集株式の引受けの申込みをした各株主に対しては、当該株主が有する種類の株式と同一の種類の株式が割り当てられる。〔オリジナル〕</p> | ○ |
| <p>3 公開会社は、取締役の報酬等として募集株式を無償発行するには、取締役の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨、及び募集株式を割り当てる日を定めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">〔会計士〕</p> | × |
| <p>4 上場株式を発行している株式会社は、取締役の報酬等として発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、募集株式の払込金額又はその算定方法及び募集株式と引換えにする金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付の期日又はその期間を定めることを要しない。〔オリジナル〕</p> | ○ |

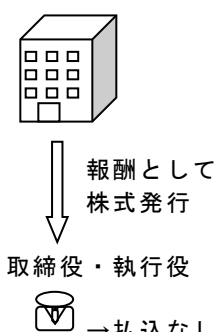
<参考 募集株式発行 手続き全体像>



【募集株式の発行等をする場合における決議事項（会社199Ⅰ・202Ⅰ）】

	募集株式の発行等をする場合における決議事項
株主割当以外 の場合	募集事項（下記の①～⑤） ① 募集株式の数 ② 募集株式の払込金額 又はその算定方法（注1） ③ 金銭以外の財産を出資の目的とするととき → 現物出資をする旨 ＋ 当該財産の内容及び価額 ④ 払込み（給付）期日 又は 払込み（給付）期間（注1） ⑤ 株式を発行するとき → 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注2）
株主割当 の場合	上記①～⑤（募集事項）に加え、 ⑥ 株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利を与える旨 （注3） ⑦ 募集株式の引受けの申込みの期日

（注1）②④を定めない場合（202の2）

	募集事項の一部 ②（払込金額） ④（払込期日） を定めることを要しない場合 ★4	・ 上場されている株式を発行している株式会社 ★3 ・ 報酬についての定款又は株主総会の決議による定めに従い、株式を引き受ける者の募集をするとき
	代わりに定めるべき事項	① 取締役または執行役の報酬等であり、払込み又は給付を要しない旨 ② 募集株式を割り当てる日（割当日）

（注2）会社成立後に株式を発行する場合には、原則として、会社に対して払込み又は給付をした財産の額はすべて資本金の額となる（会社445Ⅰ）。このうち、2分の1を超えない額を資本金として計上しないことが認められ（会社445Ⅱ）、その場合は資本準備金として計上することになる（会社445Ⅲ）。★1

（注3）種類株式発行会社にあつては、当該株主の有する種類の株式と同一の種類のものに限る ★2

【募集事項の決定機関：非公開会社の場合】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 会社法上の公開会社でない株式会社において、株主割当て以外の方法によって募集株式を発行する場合には、株主総会の決議により、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を、取締役会に委任することができ、その委任の決議の効力は、払込期日又は払込期間の末日が当該決議の日から3か月以内の日である募集についてのみ効力を有する。〔オリジナル〕 | × |
| 2 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において、株主割当て以外の方法によって募集株式の発行をする場合には、株主総会の決議により、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができ、当該委任の決議は、払込期日又は払込期間の末日が当該決議の日から1年以内の日である募集についてのみ効力を有する。〔オリジナル〕 | ○ |
| 3 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行をする場合、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、株主総会の特別決議によって募集事項の決定を取締役に委任することはできない。〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 会社法上の公開会社と公開会社でない株式会社のいずれにおいても、株主に株式の割当てを受ける権利を与えてされる募集株式の発行に際し、募集事項を取締役会の決議により定めることができる。
〔20-29-エ〕 | × |
| 5 | 会社法上の公開会社でない会社において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに、払込金額が引受人に特に有利な金額でない募集株式の募集事項の決定を株主総会の特別決議で行った場合には、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書に定款を添付しなければならない。〔18-33-イ（22-29-イ）〕 | × |
| 6 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行をする場合において、株主総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任するときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該委任決議に係る株主総会議事録を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 7 | 会社法上の公開会社でない株式会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行の場合において、取締役会設置会社が募集事項を取締役会の決議により決定したときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書に、取締役会の議事録に加え、定款を添付しなければならない。〔26-33-イ（20-33-ウ）〕 | ○ |
| 8 | 公開会社でない会社では、募集株式の数の上限と払込金額その他の募集事項の決定は、株主総会の特別決議によって、取締役会に委任することができるが、募集株式の数の上限と払込金額の下限は、株主総会で決定しなければならない。〔会計士〕 | ○ |

【募集事項の決定機関：非公開会社の場合】

	原 則	例 外
株主割当以外	株主総会の特別決議 (会社199Ⅱ・309Ⅱ⑤)	株主総会の特別決議により、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる（会社200Ⅰ・309Ⅱ⑤）★3.5.6（注）
株主割当	株主総会の特別決議 (会社202Ⅲ④・309Ⅱ⑤) ★4	定款に定めることにより、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会決議）により定めることも可能（会社202Ⅲ①②）★7

（注）取締役会への委任について

株主総会 ↓ ①募集事項決定の委任 取締役会 ②募集事項の決定	①の委任の際に定める事項	- 募集株式の数の上限 ★8 - 払込金額の下限（会社200Ⅰ） ★8 ※ 下限が有利な金額である場合には、理由の説明も必要（会社200Ⅱ）
	委任決議が効力を有する期間	当該委任決議の日から払込期日（払込期間を定めた場合にあつては、払込期間の末日）が1年以内の日である募集株式発行（会社200Ⅲ）★1.2

【募集事項の決定機関：公開会社の場合】

(会社法)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行をする場合、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、取締役は、募集事項を決定する株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 2 | 会社法上の公開会社における募集株式の発行において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合であっても、その払込金額が当該株式の時価よりも相当程度低い金額であるときは、取締役は、株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。〔25-28-イ〕 | × |
| 3 | 会社法上の公開会社と公開会社でない株式会社のいずれにおいても、株主割当て以外の方法によって、募集株式の発行に係る募集事項の決定を株主総会で行う場合において、当該募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、取締役は、当該株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。〔20-29-オ〕 | ○ |
| 4 | 会社法上の公開会社がその発行する株式を引き受ける者の募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときであっても、株主総会の特別決議を経る必要はない。〔令2-28-ア〕 | ○ |

(商業登記法)

- | | | | |
|---|---|---|--------------------------------------|
| 5 | 会社法上の公開会社である株式会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の有利発行をする場合でも、株主総会の特別決議によって委任決議をし、委任決議の日から払込期日又は払込期間の初日が1年以内であれば、取締役会の決議で募集事項の決定をすることができ、当該取締役会議事録を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。〔オリジナル〕 | × | 払込期間の初日
ではなく、払込
期間の末日が1
年以内 |
| 6 | 会社法上の公開会社において、一度の取締役会の決議で複数回の募集株式の発行のための募集事項を決定している場合には、当該取締役会の議事録を1回目の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面とすることができるが、2回目以降の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面とすることはできない。〔28-31-エ〕 | × | |
| 7 | 会社法上の公開会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式を発行した場合において、募集事項として定めた払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならない。〔28-31-ア〕 | × | |

【募集事項の決定機関：公開会社の場合】

	原 則	有利発行の場合
株主割当以外	取締役会 (201Ⅰ・199Ⅱ)	原則：株主総会の特別決議 (199Ⅱ・201Ⅰ・309Ⅱ⑤) 例外：株主総会の特別決議により 取締役会に委任(200Ⅰ)(注 1・2・3)
株主割当 (注4)	取締役会(202Ⅲ③)	取締役会(202Ⅲ③) ★4

(注1) この場合においては、その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない(会社200Ⅰ)。

(注2) この委任決議は、払込期日(払込期間を定めた場合にあっては、払込期間の末日)が当該決議の日から1年以内の日である募集についてのみその効力を有する(200Ⅲ)

★4.5

(注3) 株式会社の代表取締役が新株を発行した場合には、当該新株が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって発行されたものであっても、その瑕疵は、新株発行無効の原因とはならない(最判昭46.7.16)。そして、登記官は有利発行か否かを申請書から判断することが困難であるため、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株主総会議事録を添付することを要せず、取締役会議事録を添付することで足りる(昭30.6.25民甲1333号)。★7

(注4) 株式会社が募集株式の発行をするに際して、その募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない(会社199Ⅲ)。

★1.3

しかし、募集株式の発行に際して、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合においては、その払込金額が当該株式の時価より相当程度低い金額であっても、取締役は、株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明することを要しない(会社202Ⅴによる会社199Ⅲの適用除外)。★2

□ 会社法上の公開会社は、募集株式の発行をする場合、原則として、取締役会の決議により募集事項に係る一定の事項を定めることができる(会社199・201・202Ⅲ)。この点、一つの取締役会の決議をもって数回(1回から3回まで)の新株発行に関する事項を決定した取締役会の議事録は、各回の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面となる(昭37.6.13民甲1563号)。★6

【募集株式発行において種類株主総会決議が必要とされる場合】

(会社法)

- 1 種類株式発行会社が募集株式の発行をする場合において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、株主割当の方法によるか否かにかかわらず、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。(なお、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれはないものとする。)[オリジナル]
- 2 会社法上の公開会社と公開会社でない株式会社のいずれにおいても、種類株式発行会社において縁故者に対してのみ募集株式の発行を行う場合には、種類株主総会の特別決議により募集事項を決定しなければ、当該募集株式の効力が生じないことがある。[20-29-ウ]

×

株主割当の方法による場合、種類株主総会の決議を経ることを要しない(会社法202V)

○

(商業登記法)

- 3 種類株式発行会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて譲渡制限株式である募集株式の発行をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがないときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、種類株主総会議事録を添付することを要しない。[オリジナル]
- 4 種類株式発行会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないでする募集株式の発行の場合において、当該募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合を除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、募集事項の決定に係る当該種類株主総会の議事録を添付しなければならない。[令3-30-ウ]
- 5 会社法上の公開会社である種類株式発行会社が、株主割当以外の方法によって譲渡制限株式を発行する場合、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該譲渡制限株式の種類株主を構成員とする種類株主総会議事録を添付しなければならない。[オリジナル]
- 6 種類株式発行会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式として譲渡制限株式を発行する場合、当該株式の募集事項について種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがあるときは、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、定款を添付することを要しない。[オリジナル]
- 7 種類株式発行会社において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに譲渡制限株式である募集株式の発行をする場合において、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類株主総会の決議を不要とする旨を定款で定めたときは、その旨の登記を申請することができる。[オリジナル]

○

○

○

×

×

【株主割当における基準日】

- 1 株主割当による募集株式の発行において、株式の割当てを受ける権利につき基準日を設けた場合は、募集事項の決定の決議後、基準日までの期間が2週間に満たないときであっても、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。[オリジナル]

○

【募集株式発行において種類株主総会決議が必要とされる場合】

	場面	必要とされる種類株主総会	定款で種類株主総会を不要とできるか
株主割当の場合	ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき★1.3	当該種類株主総会の特別決議 (会社322Ⅰ④・324Ⅱ④)	可能 ＋定款の定めは登記事項 (注1)
株主割当以外の場合	募集株式が譲渡制限株式である場合	当該種類株主総会の特別決議 (会社199Ⅳ・200Ⅳ・324Ⅱ②) ★2.4.5	可能 ※定款の定めは登記事項ではない (注2) ★7

(注1) 当該種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めに従って種類株主総会の決議を省略する場合、当該定款の定めは登記事項であるから、これを立証するため定款の添付を要しない。

(注2) 当該種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めに従って種類株主総会の決議を省略する場合、当該定款の定めは登記事項ではないから、これを立証するため定款の添付を要する(商登規61Ⅰ)。★6

【株主割当における基準日】

株式の割当てを受ける権利が与えられる株主を決定するには、基準日制度による。株主に株式の割当てを受ける権利を与えるについて、基準日を設ける場合においては、定款に定めがあるときを除き、会社は、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告しなければならない(会社124Ⅲ)。

論点	結論
基準日の公告を、募集株式の発行の決議の前に行うこと	○ (昭34.7.28民四173号回答)
募集事項の決定の決議の日と基準日との間に2週間の期間を置かないでされた募集株式の発行の処理	○ ★1 上記から、基準日の公告がなされた後に募集事項の決定の決議がなされ、その後に基準日が到来することもあり得る。

【株主への通知（又は公告）】

（会社法）

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 会社法上の公開会社における募集株式の発行において、会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めた場合（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。）には、募集事項において定められた払込期日の2週間前までに、当該募集事項を公告し、かつ、株主に対し、各別にこれを通知しなければならない。〔25-28-ア〕 | × |
| 2 | 会社法上の公開会社が取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、払込期日又は払込期間の初日の2週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知又は公告しなければならない。これは、株主割当の方法による場合は当てはまらないが、株主割当て以外の方法による場合は当てはまる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 3 | 会社法上の公開会社である株式会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行をする場合、取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、払込期日又は払込期間の初日の2週間前までに、株主に対し、当該募集事項を公告しなければならない。
〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 会社法上の公開会社がその発行する株式を引き受ける者の募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が募集株式の引受けの申込みの期日までに募集株式の引受けの申込みをしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う。〔令2-28-イ〕 | ○ |

（商業登記法）

- | | | |
|---|---|---|
| 5 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、募集株式の発行に際して、株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株主に対して募集事項、当該株主が割当てを受ける募集株式の数及び募集株式の引受けの申込みの期日を通知したことを証する書面を添付しなければならない。
〔22-29-ウ〕 | × |
| 6 | 平成20年6月1日開催の取締役会において「基準日同年6月4日、引受けの申込みの期日同月16日、払込期日同月19日」とする株主割当増資を決議した会社法上の公開会社に関し、申請書に全株主の期間短縮同意書を添付しないでされた募集株式の発行による変更登記の申請は、受理されない。〔13-34-1〕 | ○ |
| 7 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、募集事項を決定した株主総会決議の日と募集株式の引受けの申込みの期日との間に2週間の期間がないときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該期間の短縮についての総株主の同意書を添付しなければならない。
〔22-29-エ（63-34-5、26-33-エ）〕 | ○ |
| 8 | 会社法上の公開会社でない株式会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行の場合において、払込みの期日が、募集事項の決定をした株主総会の決議の日の10日後であったときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書に、期間の短縮についての総株主の同意を証する書面を添付しなければならない。〔26-33-ウ〕 | × |

- | | | |
|----|---|---|
| 9 | 会社法上の公開会社が第三者割当て（有利発行ではない。）によって募集株式の発行をした場合において、払込期日と募集事項の公示との間に2週間の期間をおかないで募集株式の発行がされたときは、株主全員の同意書を添付しなければならない。〔63-34-3（8-29-4）〕 | ○ |
| 10 | 会社法上の公開会社が、取締役会の決議によって株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行をする場合、払込期間を定めたときはその期間の初日の2週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知又は公告しなければならない、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、通知又は公告したことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |

【株主への通知（又は公告）】

		株主割当以外	株主割当
趣 旨		株主の募集株式の発行等の差止請求権（会社210）の行使機会確保のため	株主に申込の機会を与えるため（注1）
どのような場合に	原則	公開会社が取締役会決議により募集事項を定めた場合 ★8	株主割当による場合は常に
	例外	① 有利発行・有利処分（会社199Ⅲ・201ⅠⅢ） ② 払込期日（払込期間の初日）の2週間前までに金融商品取引法所定の届出をしている場合、その他法務省令で定める場合（会社201Ⅴ，施規40）	
誰に対して		株主に対して	当該株式会社を除く株主に対して
何 を		① 募集事項 ② 市場価格のある株式の募集をする場合において、公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定方法を定めたときはその方法	① 募集事項 ② 当該株主が割当てを受ける募集株式の数 ③ 申込期日
いつまでに		払込期日（払込期間の初日）の2週間前まで ★2	申込期日の2週間前まで ★3.4
何を		通知又は公告 ★1	通知
登記手続上、要求されている期間（注2）		募集事項の決議～払込期日（払込期間を定めた場合にあっては、払込期間の初日）まで2週間	募集事項の決議又は基準日～申込期日まで2週間 ★6
立証書面		通知又は公告したことを証する書面は添付書面として要求されていない。★10	通知したことを証する書面は添付書面として要求されていない。★5

（注1）株主が募集株式の引受けの申込みの期日までに募集株式の引受けの申込み（203）をしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う（204Ⅳ）。★4

（注2）この2週間の期間をおかないでされた募集株式の発行による変更登記の申請は、原則として却下される（会社24⑩・25Ⅰ）。しかし、株主全員の期間短縮に関する同意書（会社46Ⅰ）を添付すれば、この無効原因は治癒されるため、その申請は受理される（昭41.10.5民甲2875号参照）★7.9

【申込・割当】

(会社法)

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 会社法上の公開会社における募集株式の発行において、会社が譲渡制限株式である募集株式の引受けの申込みをした者の中から当該募集株式の割当てを受ける者を定める場合には、その決定は、取締役会の決議によらなければならない。〔25-28-ウ〕 | ○ |
| 2 | 取締役会設置会社以外の株式会社においては、募集株式が譲渡制限株式である場合に申込者の中からその割当てを受ける者を決定することも、募集新株予約権の目的である株式が譲渡制限株式である場合に申込者の中からその割当てを受ける者を決定することも、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらなければならない。
〔19-30-オ〕 | ○ |

(商業登記法)

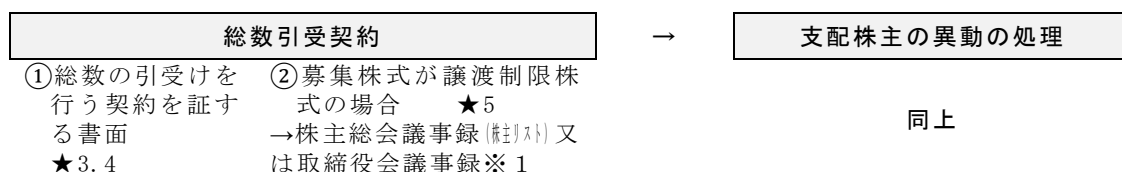
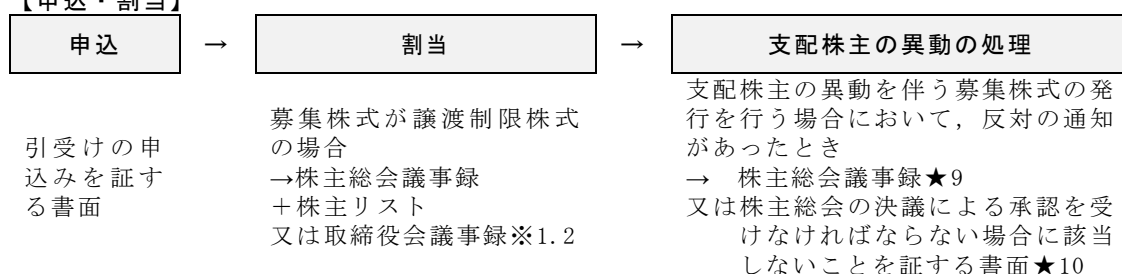
- | | | |
|---|---|---|
| 3 | 株式会社が募集株式の引受人と総数引受契約を締結した場合、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、総数引受契約を証する書面を添付することを要しない。〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式として譲渡制限株式の発行をする場合において、当該募集株式を引き受けようとする者と総数引受契約を締結するときは、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該総数引受契約の承認をした取締役会議事録を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 5 | 取締役会設置会社でない会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで譲渡制限株式を発行した場合には、定款に別段の定めがあるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならない。〔28-31-イ〕 | ○ |
| 6 | 第三者割当てにより譲渡制限株式でない募集株式の発行をする場合には、募集株式の割当ての決定を代表取締役が行ったときであっても、当該登記の申請書には、代表取締役が募集株式の割当てについて決定したことを証する書面の添付を要しない。〔23-31-イ〕 | ○ |
| 7 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式を発行する場合は、定款に別段の定めがあるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会の議事録を添付しなければならない。〔令2-30-ア〕 | × |
| 8 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式を発行した場合には、株式の割当てを受ける者を決定した取締役会の議事録を添付しなければならない。
〔19-31-イ〕 | × |
| 9 | 会社法上の公開会社が発行する募集株式の割当てにより引受人となった者が、その引き受けた募集株式の株主となることにより、当該募集株式の引受人の全員が株主となった場合における総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主から反対の通知があったときは、当該会社の財産状況が著しく悪化している場合において、当該会社の事業継続のため緊急の必要があるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該割当ての承認を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない。〔28-31-ウ〕 | ○ |

- 10 会社法上の公開会社である株式会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行をする際に、特定引受人が生ずる場合、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当該株式会社に通知したが、株主総会の決議による承認が不要となる場合は、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕
- 11 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行の場合において、株主総会の特別決議により募集事項の決定と申込みがされることを条件とする申込者に対する募集株式の割当てに関する事項の決定を同時に行ったときは、当該株主総会の議事録を添付して募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。〔令3-30-エ〕

○

×

【申込・割当】



※1 割当 【図表1 第三者割当ての場合における募集事項・割当ての決定機関と割当ての決定の立証】

			割当ての決定	
			決定機関	添付書面
株主割当以外	譲渡制限株式の発行	取締役会設置会社	取締役会 ★1	取締役会議事録 ★7
		取締役会を置かない株式会社	株主総会 ★2	株主総会議事録
		上記以外	代表者（の決定）	不要 ★6
株主割当			不要 ★8	

※2 募集事項の決定の際に、既に判明している引受人の申込みを条件として割当て決議をすること

第1号議案 募集株式発行の件 (1) 募集株式の数 普通株式 10,000株 (一部省略) (5) 株主割当以外で行うものとして、下記の者が適法に申し込みをすることを条件とし、下記の者に割り当てる。 5,000株 新宿商事株式会社	募集事項の決定と割当ての決定の決議機関が同一	○ (ハンドブック P 288)
	上記以外	× ★11

【特定引受人が生じた場合の株主への通知・公告】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 募集株式の引受人Aがその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数が、当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数の2分の1を超える場合には、会社法上の公開会社は、株主総会の特別決議によってAに対する募集株式の割当ての承認を受けなければならない。〔令2-28-ウ〕 | × |
| 2 | 公開会社の募集株式の割当てにより、当該募集株式の引受人となった者が当該公開会社の総株主の議決権の2分の1を超える数の議決権を有することになる場合において、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が当該公開会社に反対の通知をしたときは、株主総会の特別決議によって当該引受人に対する募集株式の割当てについて承認を受けなければならない。〔会計士〕 | × |
| 3 | 会社法上の公開会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えないです方法により、金銭の払込み又は財産の給付の期日を定めて募集株式の発行を行う際、募集株式の引受人が特定引受人であり、かつ、当該株式会社の親会社である場合には、当該期日の2週間前までに、株主に対して当該特定引受人に係る一定の事項を通知又は公告しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 会社法上の公開会社の募集新株予約権の引受人が、特定引受人に該当する場合において、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が、当該株式会社に対し、特定引受人に関する事項の通知又は公告の日から2週間以内に特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を通知したときは、当該株式会社は、財産の状況が著しく悪化し、事業の継続のため緊急の必要があったとしても、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当ての承認を受けなければならない。〔オリジナル〕 | × |

【募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに総数引受契約の無効・取消しの制限（211）】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 会社法上の公開会社における募集株式の発行において、募集株式の引受人は、出資の履行をした募集株式の株主となった日から1年を経過した後は、その株式について権利を行使していない場合であっても、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張することができない。〔25-28-オ〕 | ○ |
| 2 | 募集株式の引受人は、株主となった日から1年を経過する前であってもその株式について権利を行使した後は、強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。〔オリジナル〕 | ○ |

【特定引受人が生じた場合の株主への通知・公告】

 特定引受人が生じる募集株式発行 ↓ 通知 株主 → 一定数の反対 → 株主総会決議	論点	結論
	通知を行う場合	公開会社が、特定引受人が生じる募集株式の発行を行う場合（注1）（注2）
	株主総会決議が必要になる場面 （会社206の2 IV 本文）	総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が反対する旨を公開会社に通知したとき ★1
	上記の決議要件 （会社206の2 IV 本文、同 V）	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上） ★2
	株主総会決議を要しない場合 （会社206の2 IV 但書）	当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき ★4

（注1）特定引受人

当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（1号）

当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数（2号）
 = 50%超 →

当該引受人
= 特定引受人

（注2）特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合には、通知は不要 ★3

【募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに総数引受契約の無効・取消しの制限（会社211）】

○＝主張可 ×＝主張不可

	株主となった日（会社209）から1年経過する前かつその株式について権利を行使する前	株主となった日（会社209）から1年を経過した後又はその株式について権利を行使した後
心裡留保・虚偽表示	×（会社211 I，民93但書・94 I）	
錯誤・詐欺・強迫	○	×（会社211 II） ★1.2
意思無能力・行為能力の制限・詐害行為取消し	○	○

【募集株式の発行等の際の現物出資（他の制度との比較）】

（会社法）

- | | | |
|---|---|--------------------------------|
| 1 | 募集株式の発行に際して、現物出資財産を出資の目的とする旨を定めた場合において、現物出資財産を給付した募集株式の引受人が複数であり、その全員に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えないときは、当該現物出資財産の価額について、検査役の調査を省略することができる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 2 | 募集株式の発行に際して、現物出資財産を出資の目的とする旨を定めた場合において、当該現物出資財産について定められた価額の総額が500万円であるときは、検査役の調査を省略することができる。
〔オリジナル〕 | ○ |
| 3 | 募集株式の発行において、現物出資財産が株式会社に対する弁済期が到来している金銭債権であって、当該金銭債権について募集事項で定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超える場合、当該現物出資財産の価額について検査役の調査を省略することができる。〔オリジナル〕 | ×
負債の帳簿価額
を超えない場合
である |
| 4 | 募集株式の発行に際して、現物出資財産を出資の目的とする旨を定めた場合、当該株式会社の会計参与である公認会計士は、検査役の調査を省略するため、当該現物出資財産について定められた価額が相当であることについて証明することができない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 5 | 募集株式の発行において、現物出資財産について定められた価額が相当であることについて、会計参与である弁護士の証明を受けた場合には、当該証明を受けた現物出資財産の価額について検査役の調査を省略することができる。〔オリジナル〕 | × |

（商業登記法）

- | | | |
|---|--|--|
| 6 | 引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の10分の1を超えない場合、募集株式の引受人が会社に対する600万円の金銭債権を出資したときであっても、当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付する必要はない。〔19-31-エ〕 | ○
少数株式、少額
財産にあたって
いれば、他の添
付書面は不要 |
| 7 | 出資の目的が金銭以外の財産である場合において、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の10分の1を超えないため検査役の調査を要しないときは、当該登記の申請書には、当該引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の10分の1を超えないことを証する書面を添付しなければならない。
〔23-31-エ〕 | × |
| 8 | 市場価格のない600万円の有価証券を募集株式の出資の目的とした場合において、現物出資をする引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えないときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ×
少数株式、少額
財産にあたって
いれば、他の添
付書面は不要 |
| 9 | 金銭以外の財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えないことを証する書面を添付することを要しないが、金銭以外の財産の給付があったことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ×
給付をしたこと
を証する書面は
不要 |

【募集株式の発行等の際の現物出資（他の制度との比較）】その①

	要件	立証
少数株式の特例	募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が、発行済株式の総数の10分の1を超えない場合 ★1	不要 ★6.8
少額財産の特例	現物出資財産について定められた価額の総額が、500万円を超えない場合 ★2	不要（注1） ★7
市場価格のある有価証券の特例	現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた価額が、当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合	有価証券の市場価格を証する書面
弁護士等の証明がある場合の特例	現物出資財産について定められた価額が相当であることについて、弁護士等の証明を受けた場合（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合）（注2）	弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類（注3） ※現物出資の目的である財産が不動産である場合には、「不動産鑑定士による鑑定評価を記載した書面」をも添付しなければならない。
会社に対する金銭債権の特例	現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る）であって、当該金銭債権について募集事項として定められた価額が、当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合（注4） ★3	金銭債権について記載された会計帳簿

（注1）金銭以外の財産を出資の目的とした場合であっても、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、金銭以外の財産の給付があったことを証する書面を添付することを要しない（商登56③参照）。★9

（注2）証明ができない者

- ① 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人 ★4.5
- ② 募集株式の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

（注3）この場合の証明書には、証明又は鑑定評価をした者が自然人であるときは、その資格が記載されていることを要するが、その者の資格を証する書面を添付することは要しない（平14.12.27 民商3239号）。

（注4）募集株式の発行において、募集株式の引受人が会社に対する金銭債権を現物出資した場合、当該金銭債権に係る会計帳簿の記載から当該金銭債権の弁済期の到来の事実を確認することができないときであっても、会社が期限の利益を放棄していないことが添付書面から明らかでなければ、申請書に当該会計帳簿を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

- | | | |
|----|---|----------------------------------|
| 10 | 募集株式の出資の目的が市場価格のある有価証券である場合において、募集事項において当該有価証券の価額を定めた価額決定日に当該有価証券が公開買付け等の対象となっておらず、かつ、当該募集事項に定められた価額が当該価額決定日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格を超えないときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類に代えて当該有価証券の市場価格を証する書面を添付することができる。〔20-35-ア（17-33-イ）〕 | ○ |
| 11 | 募集株式の発行による変更の登記について、出資の目的が市場価格のない株式のみである場合において、当該株式について募集事項の決定で定められた価額の総額が700万円であっても、当該総額が相当であることについて税理士の証明を受けているときは、当該登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類ではなく、当該証明を記載した書面及びその附属書類を添付しなければならない。〔21-29-オ〕 | ○ |
| 12 | 募集株式の発行の際に、現物出資の目的である財産が不動産である場合において、公認会計士がその価額の証明を行うときは、登記の申請書には、公認会計士の証明書と共に、不動産鑑定士の鑑定評価書又は固定資産課税台帳に登録されている価額に関する証明書を添付しなければならない。〔17-33-オ〕 | ×
不動産鑑定士の
鑑定評価書は必
ず添付する |
| 13 | 募集株式の発行の際に、登記の申請書に現物出資の目的である財産の価額についての税理士の証明書を添付する場合には、その資格を証する書面を添付する必要はない。〔17-33-エ（23-31-ウ）〕 | ○ |
| 14 | 出資の目的が株式会社に対する弁済期が到来している金銭債権であって、募集事項として定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書に、会計帳簿に記載された当該金銭債権の帳簿価額についての公認会計士又は監査法人による証明を記載した書面を添付しなければならない。〔26-33-オ〕〔令3-30-ア〕 | × |
| 15 | 募集株式の発行に際して株式会社に対する金銭債権が現物出資された場合において、当該金銭債権に係る会計帳簿の記載から当該金銭債権の弁済期の到来の事実を確認することができないときは、当該株式会社は、募集株式の発行による変更の登記の申請書に当該会計帳簿を添付して当該変更の登記を申請することはできない。〔オリジナル〕 | × |
| 16 | 市場価格のある有価証券を出資の目的とし、かつ、会社が募集事項の決定の際に当該有価証券の価額を900万円と定めていた場合において、当該有価証券を当該会社に給付した日におけるその市場価格が1000万円であるときは、当該市場価格を証する書面を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。
〔30-30-エ〕 | × |
| 17 | 弁済期の到来した第三者に対する金銭債権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該金銭債権の価額を1000万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて当該会社の監査役である弁護士の証明を記載した書面及びその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。
〔30-30-ア〕 | × |

【募集株式の発行等の際の現物出資（他の制度との比較）】その②

	要件	立証
少数株式の特例	募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が、発行済株式の総数の10分の1を超えない場合	不要
少額財産の特例	現物出資財産について定められた価額の総額が、500万円を超えない場合	不要（注1）
市場価格のある有価証券の特例	現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた価額が、当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 ★10	有価証券の市場価格を証する書面 ※現物出資財産の価額決定日における最終市場価格又は公開買付け等に係る契約における価格のいずれか高い額を証する必要がある。 ★16
弁護士等の証明がある場合の特例	現物出資財産について定められた価額が相当であることについて、弁護士等の証明を受けた場合（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合）（注2）	弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類（注3） ★11 ※現物出資の目的である財産が不動産である場合には、「不動産鑑定士による鑑定評価を記載した書面」をも添付しなければならない。★12
会社に対する金銭債権の特例	現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る）であって、当該金銭債権について募集事項として定められた価額が、当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合（注4）	金銭債権について記載された会計帳簿 ★14

（注1）金銭以外の財産を出資の目的とした場合であっても、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、金銭以外の財産の給付があったことを証する書面を添付することを要しない（商登56③参照）。

（注2）証明ができない者

- ① 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人 ★17
- ② 募集株式の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

（注3）この場合の証明書には、証明又は鑑定評価をした者が自然人であるときは、その資格が記載されていることを要するが、その者の資格を証する書面を添付することは要しない（平14.12.27 民商3239号）。★13

（注4）募集株式の発行において、募集株式の引受人が会社に対する金銭債権を現物出資した場合、当該金銭債権に係る会計帳簿の記載から当該金銭債権の弁済期の到来の事実を確認することができないときであっても、会社が期限の利益を放棄していないことが添付書面から明らかでなければ、申請書に当該会計帳簿を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。 ★15

【出資の履行】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と会社に対する債権とを相殺することができない。〔23-28-イ（3-37-2，5-32-イ，11-32-ウ）〕 | ○ |
| 2 | 会社設立後の募集株式の発行においては、払込期日又は期間内に払込みがない場合には、株式引受人は、当然に失権する。
〔11-35-エ（63-29-3）〕 | ○ |
| 3 | 設立後の募集株式の発行においては、発行予定株式の総数の引受け及び払込みがなくても、その引受け及び払込みの限度で効力が認められる。〔11-35-ウ（2-29-5）〕 | ○ |
| 4 | 募集株式の引受人の一部が出資の履行をしないときは、株式会社は、当該引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を、当該期日の2週間前までに通知しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 5 | 募集株式の引受人が募集株式を発行する会社に対し金銭債権を有する場合において、当該引受人が払込金額の全額の払込みをする債務と自己が有する当該金銭債権とを相殺する旨の意思表示をしたときは、当該意思表示をしたことを証する書面を添付して募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。〔31-30-ウ〕 | × |

【「払込みがあったことを証する書面」の具体的内容】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として申請書に添付された書面が払込取扱機関における口座の入金の記録のある預金通帳の写しを合てつした代表取締役の作成に係る書面である場合において、当該入金記録の日付が払込期日に先立つものであるときは、当該申請は、受理されない。〔23-31-ア〕 | × |
|---|---|---|

【出資の履行】（注１）

	金銭出資	現物出資
履行の内容	払込期日又は払込期間内に払込金額の全額の払込み（208Ⅰ）	払込期日又は払込期間内に出資財産の全部の給付（208Ⅱ）
相殺の可否	募集株式の引受人は、払込債務・給付債務と会社に対する債権とを、相殺することができない（208Ⅲ）★1.2.5（注２）	

（注１）出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を直ちに失うため（会社 208Ⅴ）★2.3，募集株式の引受人に対して、出資の履行の催告を要しない。★4

（注２）ただし、会社からの相殺及び相殺契約は可能とされている（208Ⅲ反対解釈）。

【「払込みがあったことを証する書面」の具体的内容】

- | |
|---|
| ① 払込金受入証明書
② 代表取締役（又は代表執行役）の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に、次の書面のいずれかを合てつしたもの
i 払込取扱機関における口座の預金通帳の写し（注）
ii 取引明細表その他の払込取扱機関が作成した書面 |
|---|

（注）預金通帳の入金記録の日付が払込期日に先立つ場合であっても、登記申請は受理される。
★1

【募集株式発行の効力発生日と払込期日の変更】

- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| 1 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社の募集株式の発行による変更の登記の申請に関して、株主総会の決議により決定された払込期日より前に募集株式の引受人のすべてが出資の履行を完了した場合において、当該払込期日を繰り上げる旨の株主総会の決議をしたときは、当該払込期日より前の日を登記原因年月日とする募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該株主総会の議事録を添付しなければならない。〔22-29-ア（3-33-3、6-29-ウ、8-29-5）〕 | ○ |
| 2 | 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社の募集株式の発行による変更の登記の申請に関して、株主総会の決議により決定された払込期日を当該払込期日の経過前に延期する旨の決議を株主総会においてした場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該延期に係る決議をした株主総会の議事録及び募集株式の引受けの申込みをした者全員の同意書を添付しなければならない。
〔22-29-オ（57-34-3、63-34-2、14-33-3）〕 | ○ |
| 3 | 会社法上の公開会社である株式会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに、払込金額が引受人に特に有利な金額でない募集株式の発行をする場合において、少なくとも一人が株式の申込みをした後に払込期日を延期したときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、払込期日の延期に係る取締役会議事録及び株主全員の同意書を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | ×
募集株式の引受人全員の同意書を添付しなければならない |
| 4 | 募集株式の発行に際して募集事項として定めた払込期日前に、募集株式の払込金額の全額について払込みが完了している場合において、払込期日を繰り上げたときであっても、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該募集株式の引受人全員の同意書を添付することを要しない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 5 | 募集株式と引換えにする現物出資財産の給付の期間を定めた場合において、募集株式の引受人が当該期間内に現物出資財産の給付をしたときは、当該引受人は、当該期間の末日に株主となる。〔令2-28-エ〕 | × |
| 6 | 取締役会設置会社でない会社が、株主総会の決議によって、株主総会の開催日を募集株式と引換えにする金銭の払込期日として募集事項を決定した上で総数引受契約を承認した場合において、当該承認後、当該株主総会の開催日当日中に、当該契約の締結及び募集株式と引換えにする金銭の全額の払込みが行われたときは、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。〔令2-30-エ〕 | ○ |
| 7 | 金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、払込期間中の複数日にわたって株式引受人の全員であるA及びBから各々の払込みがされ、払込期間の末日前に募集株式の発行による変更の登記の申請をするときは、その登記すべき事項として、各々の払込みごとの発行済株式の総数及び資本金の額を記載することを要しない。
〔令2-30-ウ〕 | × |
| 8 | 金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、株式引受人全員が当該払込期間の初日にその金銭の全額の払込みをしたとしても、募集株式の発行による変更の登記の申請は、当該払込期間の末日から2週間以内にすれば足りる〔令2-30-オ〕 | ○ |

【募集株式発行の効力発生日と払込期日の変更】

	株主となる時期 (注1)	登記期間の起算日	登記の変更年月日
「払込期日」 を定めた場合	払込期日 (注2)(注3)	払込期日	払込期日
「払込期間」 を定めた場合	出資の履行をした 日(払込日)★5	出資の履行をした日 (払込日)	個々の株式引受人の払 込日(注4)
		払込期間の末日とすること もできる★8	払込期間の末日

(注1) 取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をする場合には、割当日(209IV)

(注2) 払込期日の変更

		繰上げ変更	延期変更
要件	①	払込金額の全額が払い込まれていること	
	②	発行決議機関の決議があること	発行決議機関の決議があること
	③		株式引受人全員の同意があること
添付 書面	①	変更決議をした 「株主総会議事録+株主リスト」や 「取締役会議事録」★1	変更決議をした 「株主総会議事録+株主リスト」や 「取締役会議事録」
	②	★4	株式申込人全員の同意書★2.3 株主リスト

(注3) 募集事項の決定の日を払込期日にして、その日に効力を生じさせることができるか。

募集事項の 決定日  「本日を払込期日 として、即時に 効力を生じさせ る」	原則	×	「割当ての決定をした場合、会社は、払込期日の前日までに、申込者に対して割り当てる株式の数を通知しなければならない(会204 III)」というルールがあるため
	例外	総数引受契約 をする場合 ○★6	申込み及び割当ての手続を要しないため、総数引受契約の日を払込期日として、その日に効力を発生させることができる

(注4) この場合の変更年月日は、個々の引受人の払込日としなければならない、払込期間の末日とすることはできない。★7

【取締役等の報酬等である募集株式の発行の手続】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 上場会社が、当該上場会社の取締役の報酬等である募集株式を新たに発行する場合、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として、上場会社である旨を記載しなければならない。
〔オリジナル〕 | × |
| 2 | 株式会社が、募集株式の発行に際して、取締役の報酬等として当該募集に係る株式の発行をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みを要しない旨を募集事項に定めた場合、当該募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 3 | 上場会社が、当該上場会社の取締役の報酬等である募集株式を新たに発行する場合において、取締役が当該上場会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供するときであっても、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 上場会社が、当該上場会社の取締役の報酬等である募集株式を新たに発行する場合において、取締役が当該上場会社に対し割当日前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供するときは、募集株式の発行による変更の登記の申請は、役務の提供があった日から2週間以内にしなければならない。〔オリジナル〕 | × |

【取締役等の報酬等である募集株式の発行の手続】

手続き	立証書面	その他
定款の定め、株主総会の決議又は報酬委員会の決定（会社361Ⅰ③、409Ⅲ③）	① 定款 ② 定款に定めがない場合には株主総会の議事録及び株主リスト ③ 報酬委員会の決定を証する書面	上場会社であることについては、登記記録等から非公開会社でないことを確認することをもって足りる。★1
募集事項の決定（取締役会による）	取締役会の議事録	
募集株式の申込み	募集株式の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面	取締役等以外の者は、募集株式の申込みをし等を行うことができない（会社205条3項、第5項）。
割当て	募集株式が譲渡制限株式であるときは、割当ての決定又は総数の引受けを行う契約の承認に係る取締役会の議事録	
株主となる時期		募集株式の引受人は、割当日に株主になる（会社209条4項）★2
資本金の計上	資本金の額が増加する場合には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規61条第9項）★3	

＜取締役等の報酬等である募集株式の発行による変更の登記の手続＞

	事前交付型	事後交付型
意義	株式割当後に役務を提供する場合	株式割当前に役務を提供する場合
登記期間	募集株式の発行により発行済み株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数に変更があったとき（注）	募集株式の発行により発行済み株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに資本金の額（増加する場合に限る。）に変更があったとき
	割当日から2週間以内 ★4	
資本が増加する日	株主資本変動日 ＝ 各事業年度の末日（臨時計算書類を作成しようとし、又は作成した場合にあっては臨時決算目）	割当日

（注）事前交付型の場合であって、資本金の額が増加する場合における資本金の額の増加については、株主資本変動日から2週間以内に、本店の所在地において変更の登記をしなければならない。

【現物出資財産の不足額でん補責任】

- 1 会社法上の公開会社における募集株式の発行において、募集株式の引受人の給付した現物出資財産の価額がこれについて募集事項として定められた価額に著しく不足する場合には、当該定められた価額の決定に関する取締役会に議案を提案した取締役は、裁判所の選任した検査役の調査を経たときであっても、会社に対し、その不足額を支払う義務を負う。〔25-28-エ〕
- 2 募集株式の発行において、現物出資財産の価額について検査役の調査を受けたにもかかわらず、募集株式の引受人が募集株式の株主となったときにおけるその給付した現物出資財産の価額が募集事項で定められた価額に著しく不足する場合、当該募集株式の引受人の募集に関する職務を行った業務執行取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負う。〔オリジナル〕
- 3 募集株式の発行において、募集株式の引受人が募集株式の株主となったときにおけるその給付した現物出資財産の価額が募集事項で定められた価額に著しく不足する場合、当該現物出資財産を給付した募集株式の引受人は、当該不足につき善意であれば、軽過失があっても、募集株式の引受けの申込みに係る意思表示を取り消すことができる。〔オリジナル〕
- 4 募集株式の発行に際して、現物出資財産の価額について弁護士の証明を受けたにもかかわらず、募集事項で決定した価額に著しく不足する場合において、当該価額が相当であることについて証明をした弁護士は、当該証明をするについて注意を怠らなかったことを証明したときであっても、株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負う。〔オリジナル〕

×

×
検査役の調査を受けた場合、不足額を支払う義務を負わない

○

×
証明者が現物出資財産の価額の証明について、注意を怠らなかつたときは、会社に対し、不足額を支払う義務を負わない（会社213Ⅲ但書）

【仮装払込の処理】

- 1 募集株式の引受人は、募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う。〔オリジナル〕
- 2 募集株式の引受人が、募集株式の払込金額に相当する現物出資財産の給付を仮装した場合、株式会社に対する給付を仮装した現物出資財産の給付をする義務は、株主総会の特別決議によって免除することができる。〔オリジナル〕
- 3 募集株式の引受人が募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役として法務省令で定める者は、当該出資の履行を仮装した取締役ではなく、かつ、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときであっても、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う。〔オリジナル〕
- 4 取締役が自ら募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合であっても、当該取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、株式会社に対し、当該仮装払込にかかる払込金額の全額の支払をする義務を負わない。〔オリジナル〕
- 5 募集株式の引受人は、募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合、株式会社に対し払込みを仮装した払込金額の全額の支払がされる前であっても、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができる。〔オリジナル〕

○

×
総株主の同意が必要

×

×

×

6	設立時募集株式の引受人がその払込金額の全額の払込みを仮装した場合において、払込みを仮装することに関与した発起人が当該払込金額の全額を支払ったときは、当該発起人は、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができる。〔28-27-エ〕	×
7	募集株式の引受人が払込金額の払込みを仮装した場合には、当該募集株式の譲受人が当該払込みが仮装されたことを知らず、かつ、そのことに重大な過失がないときであっても、当該引受人が払込みを仮装した払込金額の全額の支払をした後でなければ、当該譲受人は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができない。〔令2-28-オ〕	×

【現物出資財産の不足額てん補責任】

	要 件	態 様
現物出資の財産給付者	善意・無重過失	引受けの意思表示を取り消すことができる (会社 212Ⅱ) ★3
取締役等	検査役の調査を経た場合	責任なし (会社 213Ⅱ) ★1.2
	職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合	責任なし (会社 213Ⅱ)
現物出資財産についての証明者	証明を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合	責任なし (会社 213Ⅲ但書) ★4

【仮装払込の処理】

仮装に関与した取締役・執行役 「払ったことにする」 仮装払込みをした引受人	論 点		結 論
	払込金額の支払義務を負う者		仮装払込みをした引受人 ★1 仮装払込みに関与した取締役・執行役 (注1)
	払い込むまでの引受人の権利		株主権を行使できない (会社209Ⅱ) ★5
	上記の引受人からの株式譲受人の権利		悪意又は重過失でない限り、権利行使ができる (会社209Ⅲ) ★7
	責任を免れる場合	仮装払込みをした引受人	総株主の同意 (会社213の2Ⅱ) ★2
		仮装払込みに関与した取締役・執行役	職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合 ★3 (会社213の3Ⅰ但書) (注2)

(注1) 取締役は引受人になるのではなく、払込義務を負うだけである(払込義務を履行しても、自らが株主になれるというわけではない)。このように取締役の払込義務は、もっぱら制裁的な機能だけを有することになる。★6

(注2) 当該出資の履行を仮装したものを除く。★4

<最後に>

この講座が最も大切にしているのは、「効率の良さ」です。

勉強時間が限られている受験生が、1冊でインプットもアウトプットも完結できるように、長い年月をかけて作り込んできた、私（根本）が自信をもってお届けするテキストです。

多くの受験生が、「まんべんなく勉強したはずなのに、結局どれも身につかなかった」という悩みを抱えています。

そうした現状に気づき、この講座では“とにかく出題されるポイントだけに集中する”というスタイルをとることにしました。

この講座では、インプットとアウトプットを厳選し、無駄のない学習ができるように仕上げています。

内容としては、基礎はもちろん、それ以上のことも扱います。

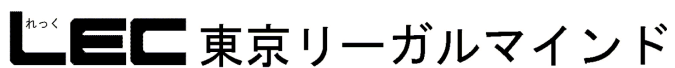
「Aはすべてとる、Bも半分以上取れる」力をつけて、択一で27～28問以上は確実に取れるようにし、30問正解も目指せるよう導く内容にしています。

インプットがつい疎かになってしまう方。

アウトプットばかりしてしまう方。

とにかく時間がなく、効率を求めている方。

そんな方にこそ、ぜひこの講座を受けてみていただきたいと思います。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26339